官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省令〕
○社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（厚生労働一五七）　一
〔規則〕
○放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（原子力規制委一七）　一
〔告示〕
○運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件（国家公安委四〇）　四
○郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（金融庁・総務一）　五
○健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項の変更の件（消費者庁七）
○除籍が滅失した件（法務一六五）
○日本国に帰化を許可する件（同一六六）
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二二二～二二五、二二七～二二九）　六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二二六）　八
○戦没者の遺骨収集の推進に関する法律第十条第三項の規定に基づく届出があった件（厚生労働三〇八）　一〇
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八五五～八六〇）　一三
〔国会事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一三
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三
会社その他

省令

○厚生労働省令第百五十七号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十三第一項、第四十五条の二十四第一項及び第四十五条の二十七第二項の規定に基づき、社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十一日　厚生労働大臣　加藤　勝信

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令

社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十九条　計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。 一～十四　（略） 十五　合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要 十六　（略） ２・３　（略） ４　計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十六号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。	**第二十九条**　計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。 一～十四　（略） （新設） 十五　（略） ２・３　（略） ４　計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。

附則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の社会福祉法人会計基準（以下この項において「新会計基準」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類（新会計基準第二条に規定する計算関係書類をいう。以下この項において同じ。）の作成について適用し、同日前に開始する会計年度に係る計算関係書類の作成については、なお従前の例による。

規則

○原子力規制委員会規則第十七号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二十条及び第二十五条第一項から第三項までの規定に基づき、放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月十一日　原子力規制委員会委員長　更田　豊志